

東かがわ市告示第65-2号

東かがわ市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月31日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱の一部を改正する告示

東かがわ市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱（令和4年東かがわ市告示第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（申請期限） 第5条 償還払いの申請期限は、<u>令和8年3月31日</u>とする。 附 則 （施行期日） 1 略 （この告示の失効） 2 この告示は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。	（申請期限） 第5条 償還払いの申請期限は、<u>令和7年3月31日</u>とする。 附 則 （施行期日） 1 略 （この告示の失効） 2 この告示は、<u>令和7年3月31日</u>限り、その効力を失う。

附 則

この告示は、令和7年3月31日から施行する。